

登記手続案内は完全予約制です

- ・ 登記申請書の作成は、ご自身で作成していただくか、専門家に依頼してください。
- ・ ご自身で作成される方で、法務局の登記手続案内を利用される場合は、**裏面をご確認の上、ご予約をお願いします。**
- ・ ウェブ会議による手続案内もできます(インターネット予約)。
「法務局手続案内予約サービス」
(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-b1h-u/>)



登記申請書の様式・作成方法を法務局ホームページでご案内しています。

詳しくは



土地
・
建物の登記



会社
・
法人の登記

各種登記の申請書の作成及び申請の代理は専門家に依頼できます

専門家(資格者代理人)による相談もご利用ください

司法書士

相続登記、抵当権の抹消登記
会社の登記等

高知県司法書士会

高知県司法書士会総合相談センター

(完全予約制、無料)

相談日、時間等はホームページかお電話でご確認ください

088-825-3143

高知県司法書士会ホームページ

<https://www.kochi0888253131.com/>



土地家屋調査士

土地の分筆・合筆の登記、境界、
建物の登記等

高知県土地家屋調査士会

表示登記、境界等の相談

(完全予約制、無料)

毎週木曜日(ただし祝祭日を除く) 午前9～午後4時

088-825-3132

高知県土地家屋調査士会ホームページ

<https://www.k-chosashi.or.jp/free.htm>



登記手続案内をご利用のみなさまへ



事前の審査・法的判断は できません

申請前の書類に不備がないか審査することはできません。申請後に正式な審査を行い、不備がある場合には連絡します。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご利用は20分

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するかを説明します。



完全予約制です

予約なしの相談には対応できません。あらかじめ、電話、窓口、インターネットで日時を予約してください。予約後、都合が悪くなったときは速やかにキャンセル等の連絡をしてください。



申請資格がある方に限ります
申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)は、ご利用できません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスはしていません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。

庁名	実施日	電話番号	所在地
本局 登記部門	月・水・木・金	(088)822-3331 (自動音声ガイダンス②のあと①)	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎
香美支局	火・木	(0887)52-3049	香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号土佐山田地方合同庁舎
須崎支局	木	(0889)42-0374	須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎
安芸支局	火・木	(0887)35-2272	安芸市矢ノ丸2丁目1番6号 安芸地方合同庁舎
四万十支局	火・木	(0880)34-1600	四万十市右山五月町3番12号 中村地方合同庁舎

ウェブ会議による手続案内は、インターネットでご予約。
「法務局手続案内予約サービス」(<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-b1h-u/>)

